

様式 4

令和 7 年度第 1 回 富士見市公民館運営審議会（南畑地区） 議事録					
日 時	令和 7 年 8 月 1 8 日（月） 開会 午後 2 時 0 0 分 閉会 午後 3 時 0 0 分				
場 所	南畑公民館 生活実習室				
出 席 者	委 員	新井委員	長堀委員	大竹委員	
		○	○	○	
	事 務 局	落合公民館長、福岡主査			
公 開 ・ 非 公 開	公開（傍聴者なし）				
会議次第	開会 あいさつ 議題 （1）令和 6 年度富士見の公民館について （2）勤労文化会館について （3）その他 次回日程 閉会				
会議資料	・ 勤労文化会館の取扱について ・ 富士見市立勤労文化会館条例 ・ 令和 6 年度富士見の公民館				

議 事 内 容

議 題（進行：新井議長）

（１）令和６年度富士見の公民館について

○資料に基づき館長から概要説明

一部仕様を変更した。

（２）勤労文化会館について

○資料に基づき館長から下記のとおり概要説明があり、南畑地区公民館運営審議会から意見を頂いた。今後の勤労者の使用内容に変更がないことを確認し、南畑地区公民館運営審議会としては特に問題無いとの意見を頂いた。

（説明）

昭和５６年の老朽化等に伴う旧南畑公民館の建替時、勤労者が文化的活動できる福利厚生施設としての機能を合わせた施設として、県補助金を一部活用して建設を実施、それに伴い「勤労文化会館設置条例」を制定した。（所管は当時商工課（現、産業経済課）、教育委員会に事務委任）

その後４４年を経て、現在では市内の公民館や交流センターなど多くの施設において一般団体と差異なく勤労者の文化的活動や事業所の会議・研修などについて、利用が可能となっており、南畑公民館の施設のみ「勤労文化会館」の名称を表記しなくてもよい状況となっている。

また、この条例が廃止されても、利用内容や対象など機能的な変更もなくすべての利用者に影響はない。

そのため、令和７年９月議会提出予定の使用料関係条例の中で、所管課がこの勤労文化会館の条例廃止議案を提出する予定である。

このことについて南畑地区公民館運営審議会からご意見を頂ければと思います。

（３）その他

（報告）

①来年度からの施設使用料の改定について

７月に「使用料の検証と今後の方向性について」説明会を市内７つの公民館及び交流センターで実施。合計２６７名の参加があった。

参加者からは、「施設運営の状況から理解する」等の意見や「使用料の増により、高齢者の活動が停滞してしまうのではないか」等、様々なご意見があった。今後は、利用者にとっての利便性向上についても検討したいと考えている。

②施設管理及び設備について

駐車場の点字ブロック修繕が無事終了した。また、視聴覚室の机を新調した。

③各事業の報告

「なんばた学級」、「わくわく体験室」、「ナイトガーデン」、それぞれの事業が滞りなく開催された。

④今後の事業について

1 1月3日に「なんばた青空市場」を開催予定。

次回日程 1 2月中か1月中の午後開催で後日日程調整